平成２３年（フ）第１１１２号
神戸市垂水区神陵台４丁目１番54―506号
債務者　芝池　　大
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０２号
高知市神田1068番地１　あっとホーム222号
債務者　横山　貞敏
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０８号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目27番10号
債務者　田中陸奥子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
鹿児島県曽於市大隅町月野7363番地３　中野団地２―312、前住所鹿児島県曽於市大隅町坂元4160番地
債務者　松下　一德
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
北海道苫小牧市拓勇東町６丁目２番地の12　三浦アパート
債務者　菅原　寿彦
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１５１号
北海道苫小牧市拓勇東町６丁目２番地の12　三浦アパート
債務者　菅原きよ子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２０２号
福島県二本松市杉田町２丁目29番地２　柴田ファミリー６号
債務者　佐々木敏雄
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２７９号
神奈川県横須賀市ハイランド２丁目39番５号
債務者　田中　　淳
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２８０号
神奈川県横須賀市ハイランド２丁目39番５号
債務者　田中　昭子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２８３号
神奈川県逗子市沼間６丁目15番１号
債務者　渡部麻也香
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３０１号
奈良県桜井市大字三輪822番地の45
債務者　金﨑　道子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３２６号
奈良市芝辻町３丁目９番15―203号
債務者　奥谷　俊子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４４４号
奈良県桜井市大字谷161番地の７
債務者　山口　寿子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７９号
奈良市芝辻町506番地の６
債務者　有川　恭子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７０号
鹿児島県鹿児島市郡元町４番８号　パームスプリングス105号
債務者　水口　直人
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
青森市奥野２丁目７番４号
債務者　福士　　喬
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
青森市大字三内字稲元44番地19　すみれ荘２号
債務者　阿部真由美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係